



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
11 月 7 日 (金)
第 654 号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 825
○道路の供用開始..... 825

公 告

- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 826

選挙管理委員会

- 公職選挙法第161条第 1 項第 3 号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等講演会の施設の指定..... 826

告 示

栃木県告示第481号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和 7（2025）年度分の補助金等から適用する。

令和 7（2025）年 11 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

保健福祉部の部保健福祉課の款に次のように加える。

令和 7 (2025) 年度フー ドバンク 活動団体 支援事業 費補助金	フードバンク活動を行う 団体（以下「フードバン ク活動団体」という。） が、生活困窮者やこども 食堂等の支援のために無 償で配布する食品や生活 必需品である日用品（以 下「食品等」という。） 及び食品等の受入・保管 体制を強化するために行 う設備整備の購入経費等 に対して助成し、当該団 体の活動を通じた生活困 窮者等の支援を実施す る。	次の(1)及び(2)の事業を実施す るに当たり要する経費 (1) 生活困窮者等に配布する ための食品等の購入又は配 布を行う事業 (2) 食品等の受入・保管体制 を強化するための設備整備 事業	当該経費の10分の10以内。 ただし、1 の団体当たり上 限300万円。 なお、1 の団体が複数の活 動拠点を有している場合 は、1 の活動拠点当たり上 限300万円。	フー ド バン ク 活 動 団 体
--	---	---	--	--

(保健福祉課)

栃木県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7（2025）年 11 月 7 日から同年 12 月 8 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7（2025）年 11 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 121 号	下都賀郡壬生町大字上田205-2 から 下都賀郡壬生町大字上田509-3 まで	令和 7 (2025) 年 11月 7 日

(道路保全課)

公 告

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 11 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏 名 又 は 名 称
令和 7 (2025) 年 10月31日	(廃止)	小山市塚崎1507-6 栃木県行政書士会 車庫証明申請小山下野センター	栃木県行政書士会

(会計局会計管理課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 11 月 7 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

選 挙 管 理 委 員 会 名	指 定 し た 施 設 の 名 称	指 定 し た 施 設 の 所 在 地
鹿沼市選挙管理委員会	鹿沼市北部防災コミュニティセンター	鹿沼市御成橋町 2-2197-1
鹿沼市選挙管理委員会	鹿沼市農村環境改善センター	鹿沼市口栗野1780